

The Japanese Journal of Antibiotics 投稿規程

The Japanese Journal of Antibiotics (JJA : 以下、本誌) は、公益財団法人 日本感染症医薬品協会が発行する和文または英文のオープンアクセスジャーナルで、オンラインで年 4 回発行され、発行と同時に誰もが閲覧できる。

本誌は、感染症医薬品 (抗生物質、抗菌薬、抗真菌薬、抗ウイルス薬など、ワクチンを含む)、感染制御 (実験感染系に関するものを含む)、または微生物検査 (検査技術) に関する論文及び記事を掲載する。

(論文等の形式)

1. 本誌に掲載する論文等の形式は、以下の 7 種類である。
 - A. 原 著 : 調査研究などで得られた、新規性のある有意義な知見を含む論文。
 - B. 症例報告 : 症例論文。
 - C. 短 報 : 原著とするには調査研究件数が限られているが、新規性のある有意義な知見と考察を含む論文。
 - D. 研究報告 : 原著の条件は満たされていないが、公表に値する知見を含む論文。
 - E. 総 説 : 明確な主題のもとに、研究成果をまとめたもので、実験的根拠や結論の整った論文。
 - F. 資 料 : 調査研究などにより、まとめられたデータを含む論文、または情報共有を目的とした記事。
 - G. 学術講演記録 : 研究会、講演会の講演内容の記録、または座談会、対談の記録。

(論文の作成)

2. 付記した「The Japanese Journal of Antibiotics 論文の書き方」を参照する。
3. 原著、症例報告、短報および研究報告は、その主論点が以前に他の雑誌に発表されたことのないものとする。

(論文の投稿)

4. 論文 (本文、図表など)、COI 自己申告書、投稿論文の誓約書・同意書を電子メールにて JJA 編集事務局 (jja@antibiotics.or.jp) 宛に送信する。なお、COI 自己申告書と投稿論文の誓約書・同意書は、代表著者の署名後、スキャンしたファイルを送信する。
5. 著者自身が著作権を保持しない資料、既に出版されている資料が原稿に含まれる場合、著者はその著作権者 (および出版者) から転載について許諾を得る必要がある。投稿時には、転載する資料すべてについての転載許可書のコピーを原稿に添付しなければならない。
6. 英文投稿の際は、事前に専門家による英文校正を受けたものを投稿する。また、JJA 編

集事務局へ英文校正を依頼する場合は、著者実費負担とする。

7. 投稿論文を添付した電子メールが JJA 編集事務局へ到着した日付を原稿受付日とする。

(論文の審査)

8. 論文の採否は、編集委員会の決定による。原稿は、原則として査読の対象とする。
9. 編集委員会による一次審査を通過した原稿は、編集委員会が指名する査読者によって審査される。原稿の修正を求める決定がなされた場合、著者は決められた期間内に修正後の原稿を再提出する。編集委員長は、各原稿の出版に関し最終決定を行う。

(論文の校正)

10. 校正は、初校を著者校正とする。

(著作権)

11. 本誌に掲載された著作物の著作権は、公益財団法人 日本感染症医薬品協会（以下、本協会）に帰属する。
12. 著者は、本誌に掲載された著作物の著作権を全て本協会に譲渡するために、投稿論文の誓約書・同意書に署名する。

(オープンアクセスとクリエイティブ・コモンズ (CC) ライセンス)

13. 本誌に掲載されている論文等は全てオープンアクセスである。オープンアクセスとは、インターネット上で論文等を無料公開し、複写・転載・翻訳等の二次利用の範囲や条件（ライセンス情報）を明示することで、誰もが障壁なくアクセスできるようにするものである。
14. 二次利用の方針を明示するための本誌のライセンスは、CC ライセンス (<https://creativecommons.jp/licenses/>) の CC BY 4.0 を標準とし、他の CC ライセンス (CC BY-ND 4.0、CC BY-NC 4.0、及び CC BY-NC-ND 4.0) についても必要に応じ選択可能である。著者は、投稿論文の誓約書・同意書のいずれかの CC ライセンスにチェックし、署名する。

CC ライセンスの詳細は、以下のとおりである。

[CC BY 4.0] (本協会推奨)

著者は CC ライセンス CC BY 4.0 (Attribution 4.0 International) を選択することとする。このライセンスは、適切なクレジットを表示 (改変した場合は、その旨表示) する限りにおいて、営利/非営利を問わず、記事の共有、改変利用 (翻案等) を許可するものである。

[CC BY-ND 4.0]

著者は CC ライセンス CC BY-ND 4.0 (Attribution-No Derivatives 4.0 International) を選択することとする。このライセンスは、適切なクレジットを表

示する限りにおいて、営利/非営利を問わず、改変されていない記事の共有を許可するものである。

[CC BY-NC 4.0]

著者は CC ライセンス CC BY-NC 4.0 (Attribution-Non Commercial 4.0 International)を選択することとする。このライセンスは、適切なクレジットを表示（改変した場合は、その旨表示）する限りにおいて、非営利目的でのみ、記事の共有、改変利用（翻案等）を許可するものである。

[CC BY-NC-ND 4.0]

著者は CC ライセンス CC BY-NC-ND 4.0 (Attribution-Non Commercial No Derivatives 4.0 International)を選択することとする。このライセンスは、適切なクレジットを表示する限りにおいて、非営利目的でのみ、改変されていない記事の共有を許可するものである。

著者からの希望がない場合は、CC BY 4.0 を選択したものとみなす。なお、一旦付与した CC ライセンスの変更・取り消しはできない*。

*助成機関によっては、助成を受けた論文を特定の CC ライセンスの下で公開することを要求していることがある。関連する助成機関への確認は、投稿する前に著者自身によって行う。

(倫理規定)

15. ヒトを対象とする研究等では、「ヘルシンキ宣言」の倫理基準に基づいて行われ、文部科学省、厚生労働省、経済産業省の「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に則るか、これに準じた施設内基準を満たさなければならない。また、臨床試験においては、臨床試験登録システム名および登録番号等を記載する。
16. 遺伝子治療臨床研究では、「遺伝子治療等臨床研究に関する指針」に則るか、これに準じた施設内基準を満たさなければならない。
17. 動物実験では、動物愛護の立場から適正な実施に向けたガイドラインなどを参照して、科学的小および倫理的規範に準じて行い、施設のガイドラインを満たさなければならない。
18. その他、厚生労働省の「医学研究に関する指針一覧」(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyuu/i-kenkyu/index.html>)等を参考に、それぞれの研究に必要な指針あるいは関連する省令・ガイドライン等に則るか、これに準じた施設内基準を満たさなければならない。

(利益相反 [Conflict of interest: COI])

19. 著者全員について、COI のある金銭上（1 つの企業・組織や団体から年間 100 万円以上支払われた場合、ただし講演料、原稿料は 1 つの企業・組織や団体から年間合計 50 万円以上支払われた場合）、または私的な関係をすべて明らかにしなければならない。

なお、筆頭著者は、著者全員の COI 状況を確認し、COI 自己申告書に記載し、署名する。また、自己申告すべき内容がある場合は、論文末尾に記載し、該当しない場合にもその旨記載する。

(掲載費用等)

20. 掲載費用等を以下に記載する。

① 掲載料

原著、研究報告、資料は組み上がり 3 頁、症例報告、短報は組み上がり 2 頁まで無料、それを超える場合は 1 頁あたり 16,500 円 (税込) を著者負担とする。写真、図等のカラーは無料とする。

② 審査料

審査料は原則として無料であるが、審査に特別な費用が発生した場合はそれに要した費用を著者同意の下、著者負担とする。

③ 別刷

別刷は有料とし、著者校正時に、希望部数を 50 部単位で申込む。

(投稿先)

21. 投稿先および問合せ先を以下に記載する。

公益財団法人日本感染症医薬品協会

The Japanese Journal of Antibiotics 編集事務局

jia@antibiotics.or.jp

(附則)

1983 年 4 月 1 日施行 (内規)

1998 年 9 月 22 日改定

2009 年 5 月 25 日改定

2010 年 12 月 3 日改定

2013 年 3 月 15 日改定

2014 年 11 月 1 日改定

2017 年 4 月 1 日改定

2017 年 11 月 6 日改定

2019 年 3 月 18 日改定

2019 年 9 月 1 日改定

2020 年 3 月 25 日改定

2020 年 4 月 30 日改定

2020 年 10 月 14 日改定

2024 年 10 月 1 日改定

【付記】 投稿規程の補足：The Japanese Journal of Antibiotics 論文の書き方

1. 論文の形式は、「A. 原著、B. 症例報告、C. 短報、D. 研究報告、E. 総説、F. 資料、G. 学術講演記録」から選択する。
 2. 文字数および図表の数は制限しないが、簡潔、明瞭に記述する。
 3. 原稿は和文または英文とする。和文は、常用漢字、現代仮名遣い、和文中英語の単語の頭文字は大文字とする。論文中の用語は統一する。Word, Excel, PowerPoint 等で作成し、原則としてフォントサイズは 12 ポイントとする。図表の挿入位置を本文中に記入する。
 4. JJA 誌は、B5 版としており、図表のサイズはタイトル行を含め横幅 15 cm、縦 21cm を最大とするため、掲載誌面を考慮して、縦横バランスよく、縮小されても判読可能であるように描く。
 5. 数量の単位は下記のとおりとする。数字はアラビア数字を用いること。
km, m, cm, mm, μm , nm, m^2 , L, dL, mL, μL , kg, g, mg, μg , ng, pg, hr, min, sec, IU, mol, mmol, %, $^{\circ}\text{C}$, mmHg 等を用いる。
 6. 学名はイタリック体で明記する。菌名・薬剤名・病名等は省略しないで記述し、略号を用いる場合には文中にその旨を記述する。但し、菌名の初回はフルスペル（例 *Staphylococcus aureus*）とし、2 回目から属名の頭文字のみ(*S. aureus*) と省略できる。
 7. 引用文献は論文の最後に番号順に集め、邦文名の雑誌は略さないで記述し、邦文名以外の雑誌名の略名は「Index Medicus」に従い、生物医学雑誌に関する統一規定 Uniform Requirements for Manuscripts Submitted to Biomedical Journals（いわゆる ‘Vancouver’ style）に準じて記載する。
- 1) 山口恵三、舘田一博、大野 章、石井良和、村上日奈子：2013 年に全国 69 施設の臨床材料から分離された 11,762 株の各種抗菌薬に対する感受性サーベイランス。Jpn J Antibiot. 2016 ; 69: 1-25.
 - 2) Ōmura S, Tomoda H, Kim YK, Nishida H: Pyripyropenes, highly potent inhibitors of ACYL-CoA: cholesterol acyltransferase produced by *Aspergillus fumigatus*. J Antibiot. 1993; 46: 1168-9.
- 著者名は 6 名までは全員を記載し、7 名以上の場合は 3 名を記載し “他” “et al.” と付記する。

《論文の構成》

「表紙」：論文の形式、表題、著者名、所属機関名、代表著者の署名、連絡先（電話番号、メールアドレスを含む）およびキーワード（最大 5 個）の順に記述する。

「要旨」：論文に記述される研究の本質を明確に表現し、簡潔に記述する。

「序文」：論文中に述べる研究を計画した背景に関連する文献等を引用し、研究の目的を明確に記述する。

「材料と方法」：

- ① 菌株については、いかなる検体からの分離株であるか、あるいは標準株であるかを明確に記述する。臨床分離株の場合は、採取の状況などを記述する。
- ② それぞれの研究において、適切な倫理基準に合致して行われていることが必要であり、その旨を明記する。
例) ○○大学倫理委員会（承認番号○○○）の承認を得て実施した。
- ③ 新たな方法について記述する場合は、追試験の実施が可能であるのに十分な技術的情報を記述する。公表されている方法の一部を変更した方法の場合は文献を引用し、変更部分のみを具体的に記述する。公表されている方法を変更しないで用いた場合は、文献の引用を記述する。
- ④ 統計学的解析を行った場合には、解析方法、解析に使用したソフトウェアを明記する。

「結果」：

- ① 著者等が行った研究結果のみの記述とし、内容が重複しないよう簡潔に記述する。
- ② 結果の解釈については考察で述べる。
- ③ 各群間の比較等から導き出される結論は統計学的解析に基づき簡潔に裏付ける。
- ④ 研究において得られた重要な否定的結果は省略しないで、必ず記述する。

「考察」：結果を繰り返し記述しない。

「利益相反」：

- ① 自己申告すべき内容がない場合：
「利益相反自己申告：申告すべきものなし」と記述する。
- ② 自己申告すべき内容がある場合：

記載例

利益相反自己申告：

著者 A は X 株式会社から奨学寄付金を受けている。

著者 B は Y 株式会社から講演料を受けている。

著者 C は Z 株式会社の社員である。

「引用文献」:

- ① 論文中の引用した箇所の右肩に片カッコ付き一連番号で記述する。
- ② 引用文献は引用した順に記述する。
- ③ 引用文献は原則としてレフェリー付き論文とする。

《論文の構成》

論文等の形式	構成
A. 原著	①表紙、②要旨、③序文、④材料と方法、⑤結果、⑥考察、⑦謝辞、⑧利益相反、⑨引用文献、⑩[和文論文の場合]英文要旨（表題、著者のローマ字名、所属機関名、要旨）、⑪図表
B. 症例報告	①表紙、②要旨、③序文、④症例、⑤考察、⑥謝辞、⑦利益相反、⑧引用文献、⑨[和文論文の場合]英文要旨（表題、著者のローマ字名、所属機関名、要旨）、⑩図表
C. 短報	原則として①表紙、②要旨、原著の③、④、⑤および⑥を区別しないで記述、⑦謝辞、⑧利益相反、⑨引用文献、⑩[和文論文の場合] 英文要旨（表題、著者のローマ字名、所属機関名、要旨）、⑪図表
D. 研究報告	「原著」と同様とする。
E. 総説	①表紙、②要旨、③序文、④研究成果、⑤謝辞、⑥利益相反、⑦引用文献、⑧[和文論文の場合]英文要旨（表題、著者のローマ字名、所属機関名、要旨）、⑨図表
F. 資料	原則として①表紙、②要旨、③序文、④方法、⑤資料、⑥考察、⑦謝辞、⑧利益相反、⑨引用文献、⑩[和文論文の場合]英文要旨（表題、著者のローマ字名、所属機関名、要旨）、⑪図表
G. 学術講演記録	規定しない。

以上